

はじめに

「海のものゝ」 「水軍」、三浦氏のイメージにはとなく海や船がつきまとっている。三浦氏が大規模な水軍を擁して活動していたことを直接的に示す史料は存在しないが、本拠地三浦半島の立地条件や、衣笠合戦で敗れたあと栗浜（久里浜）に置いていた船に乗って安房へ逃れたこと（『延慶本平家物語』第二末）、三浦義澄が対岸安房の「国郡案内者」と称されていること（『吾妻鏡』治承四年九月三日条）、壇ノ浦合戦では源義経が義澄に門司関（の潮目）を見たのだから「案内者」だろうと先登を命じたこと（元暦二年三月二十二日条）などが、その状況証拠となっている。三浦氏が守護となっていた明証のある国が、河内・相模・紀伊・讃岐・土佐と、太平洋・瀬戸内海に面した地域であることも三浦氏と海との

つながりを考えさせるし、全盛期には日宋貿易の拠点として知られる肥前国神崎荘や宗像社の地頭職・預所職を有しており、その活動が国内の海のみならず、海外を視野に入れるものであったことも想像に難くない。しかし、あらためて『吾妻鏡』を見ていくと、海や船とのかかわりもさることながら、三浦氏と馬とのかかわりが意外と深いことに驚かされる。

流鏑馬・牛追物などの騎射で射手を勤めていることや、『平家物語』の「鴨越の坂落」で知られる佐原義連の乗馬とその技術は、「弓馬の家」とも呼ばれる武士としては当然のこととも言えるが、それ以上に、多くの史料から三浦氏が鎌倉幕府における馬をめぐる政治の一端にかかわっていたことが窺われる。

近年、摂関家の馬や院の御厩、奥州の産馬を、平安期

あるいは鎌倉期の政治史のなかに位置付ける研究も行われており、鎌倉幕府の馬をめぐる問題を考えてみる必要もあるだろう。

そこで、本稿では三浦氏と馬とのかかわりを中心に、鎌倉幕府における馬について考えてみたい。

一、馬の給与

正治二年（一一〇〇）九月二日、将軍源頼家を迎えた小坪の海岸では、笠懸が催され、海上に船を浮かべての酒宴が開かれた。頼家から水練の芸を披露するように命じられた朝夷名三郎義秀は数丁の距離を泳いだ後、海底に潜り、鯨を三匹捕まえて、頼家の船の前に浮かんできた。感じ入った頼家は、諸人が競望している騎用の「奥州一の名馬」を義秀に与えた。ところが、日頃からその馬を所望していた義秀の兄常盛は、相撲では自分の方が勝ると言い、その勝負によって下賜して欲しいと望んだ。頼家もそれを面白がり、船を岸に着けて、二人に相撲を取らせた。雌雄がなかなか決しなかつたので、北条義時が割って入ったところ、常盛は裸のままその馬に乗り、

その場から駆け出してしまった。

この話からは、鎌倉殿は「奥州一の名馬」といわれるような馬を所有しており、御家人たちは鎌倉殿所有のこうした名馬の下賜を日頃から望んでいたこと、鎌倉殿に芸能の腕前など能力・技量を認められることで馬が下賜されたことなどがわかる。

鎌倉殿から与えられた馬の話として最も著名なのは、宇治川の先陣を争った佐々木四郎高綱の生痕、梶原源太景季の薄墨（する墨）の話だろう。元暦元年（一一八四）正月十日、木曾義仲追討のため上洛する東国の武士たちが鶴岡八幡宮の鳥居前の由比ヶ浜に揃った。その中の一人梶原景季は頼朝の前に進み出て、「御秘蔵ノ御馬トハ知マイラセテ候ヘドモ、生痕ヲ給ハテ京マテ引セ候ハヤト存ジ候。アレヨリツヨキ馬ハ多ク持テ候ヘドモ、河ヲコキオヨギ候事、生痕程ノ事ハヨモ候ハジ。相構テ宇治河ニテ先陣ヲワタシテ、高名ヲ後代ニ伝ヘ候ハヤト存候」と声高らかに言上した。快く思わなかつた頼朝は「一ノ御厩ニ立タル馬ヲ人ニノスル事ナシ。洲瀬ヲワタル器量ノ馬ハウズバミモヨモ劣ジ。ウズバミヲ給ハリ候ヘ」と、第二の馬薄墨を与えた。それに対して、戦場に赴く前に

父の墓参をして、上洛軍の進発に遅参した佐々木高綱には「和殿モ日比ホシゲニ思タリツル生喰ヲ、曳出物ニセバヤト思ガ、梶原源太ガ所望シツルニ、オシク思テ、ウズミヲトラセタリツルアヒダ、路ニテ和殿ヲ恨ミムズラムト覚ユルハ、イカベスベキ」と問いかけ、生喰を望んだ高綱に「サラバトラスル」と生喰を与えている。御家人が鎌倉殿の馬を所望し、下賜を申し出ることがある一方で、鎌倉殿からすすんで御家人に馬を与える場合もあったことがわかる。その後、実朝の時代になると、一定の手続きを踏んだ馬の贈与が行われるようになる。建暦三年（一一二二）九月十二日条によると、北条泰時が進めた十疋の馬は実朝の御覧を経た後、「可賜人々」という実朝の仰せで人々に与えられることになった。そこで北条義時が誰に与えるかを承り、その場で右筆に命じて折紙（配分のリスト）に十疋の馬の毛色とそれを賜る御家人・僧侶・陰陽師の名を書かせた。下賜を受けた四名の御家人は庭中に参つて馬を受け取り退出している。たくさんの馬を必要とし、また馬を第一の贈答品とする社会にあつて、鎌倉殿は御家人たちへの良質な馬の供給者であつた。

起因する可能性もあるが、今のところ推測の域を出ていない。

## 二、馬の調達

養和元年（一一八一）六月、納涼のために三浦を訪れた源頼朝を、義澄ら三浦一族が美を尽くしてもてなした。頼朝は三日逗留して鎌倉に戻つたが、その際、義澄から鎧以下の武具と馬一疋が献上された。その馬は「髪拵」という名で、度々の合戦でも倒れ伏したことがない良馬であつた。このような将軍の御行や誕生・生嘗儀礼には、饗応を负担する御家人から馬が献上され、幕府の主要な儀礼である正月の垢飯でも馬五疋を進上することが恒例となつていった。鎌倉政権成立期において、頼朝に馬を献上している御家人は、千葉常胤・八田知家・大内義信などの有力御家人が多い。

こうした馬の供給元と考えられるのが、国衙である。院政期の加賀国衙関係文書として著名な『医心方』紙背文書の「可注進雑事」と題する国衙雑事一覧には、「国内牧事<sup>生馬</sup>」が載せられている。平安末く鎌倉期において

御家人のみならず、鎌倉を訪れた貴族・楽人・絵師などへの餞別、僧侶への布施、鶴岡八幡宮をはじめとする諸社寺への神馬奉納も多い。文治三年の後白河法皇の熊野詣のために馬十疋を贈つたり（二月十六日条）、文治元年十月二十四日の勝長寿院の供養では園城寺から招いた僧正公顕に馬三十疋を布施とし、建久六年（一一九五）三月の東大寺供養に際しては千疋もの馬を施入している（三月十一日条）など、朝廷・権門寺社に対しても頼朝は最大の馬供給者になっていた。

『吾妻鏡』は頼朝時代・実朝時代ともに御家人に対して馬を与えた記事を書けるが、頼朝時代以後では、僧侶・陰陽師・医師に馬を与えたという記事はいくつも見られるものの、御家人に対しては安貞二年（一一二二）五月十三日に印東八郎に競馬の賞として馬を与えた記事を書けるのみである。御家人への賜物の比重が馬から太刀へと移つていくこと、名馬の存在価値の低下なども想定されるが、その一方で有力御家人から鎌倉殿に馬を進上する記事は散見しているし、朝廷への馬の貢納も引き続き行われているから、必ずしもそうではなからう。撰家将軍以降の鎌倉殿の性格の変化、御家人との関係の変化に

も、国衙が馬の供給を担つていた。養和元年七月二十日、恩賞として望むところを尋ねられた下河辺庄司行平が「雖非指所望、毎年貢馬事、士民極愁申事也」と述べたのに対して、頼朝は次のような下文を与えている。

下 下総国御厩別当所

可早免除貢馬事

行平所知貢馬

右、件行平所知貢馬者、令免除畢、仍御厩別当宜承知勿違失、故下、

このことから、下総国では馬の貢納が毎年在地の「士民」に賦課され、荘官・在地領主を通じて国に納入されていたこと、国衙の「所」として御厩別当所が置かれ、馬の賦課・納入を管理していたことがわかる。陸奥国の事例では、「国司御厩」に御厩舎人が属していて、彼らには給田が与えられ、また、国内の十の郡郷に「国司御厩佃」が設定されていて、そこから経費がまかなわれていた（建久元年十月五日条）。

国の御厩別当については、『今昔物語集』卷第二十六一第十四の説話に「陸奥ノ国ノ厩ノ別当ヲ以テ一顧ニ為ニゾ、京ニシテハ然様ノ事共ヲモ未ダ定メネドモ、自

然ラ出来ケル馬ノ事共ヲバ此人ニ沙汰セサセナドシテ、  
厩ノ別当ニ可仕様ニ持成ケレバ、人皆、此人コソ一ノ人  
也ケレト思テ、下衆共其数付ニケリ」とあり、陸奥国で  
は御厩別当が国衙在庁官人の最有力者と位置付けられて  
いたことが窺える。

御厩別当に就任したのは、国内の有力領主であった。  
下野国の御厩別当職は長沼宗政から嫡子時宗へ譲られて  
いる。宗政は、下野国の押領使として国の検断権を数代  
にわたって握ってきた小山政光の子息である。政光は下  
野大掾の官を有していた。兄朝政は「重代相伝」の下野  
権大介職を父から継承し、下野国の守護となり、つい  
には下野守に就任している。宗政は、父の在庁官人として  
の権能の一部を分掌して、御厩別当職に就いていたので  
あろう。

源頼朝に馬を献した三浦義澄・千葉常胤も、それぞれ  
三浦介・千葉介を名乗って、相模・下総の国衙雑事に携  
わり、後には守護となっている人物であるし、八田知家  
も常陸国に同様の権限を持っていたと考えられる。また  
大内義信はこのとき武蔵守として武蔵国衙を掌握してい  
た。彼らの国衙における権能が馬の献上を可能にしたの

であろう。承元四年（一一二〇）十月十三日、幕府は諸  
国御牧の興行を守護・地頭に命じている。その後、文暦  
二年（一一三五）二月十日の五大尊堂造立の祿の馬を進  
めたのも、相模守北条時房・武蔵守北条泰時・駿河前司  
三浦義村・小山下野入道朝政・千葉介時胤という東国の  
国衙機構を掌握している顔ぶれであり、仁治二年（一一  
四一）三月十五日將軍頼經に「鎌倉第一名馬」を献上し  
た大江泰秀は前年まで馬の名産地甲斐の国守を勤めてい  
た。

また、奥州合戦後は陸奥国の馬生産地が北条氏ほかの  
御家人たちの所領となっていた。三浦氏の所領が陸奥国  
にあつたことは確実であり、嘉禎三年（一一三七）十一  
月十七日、三浦泰村が献上した「奥州駒五疋」などは、  
こうした陸奥国の所領からの貢物だったのだらう。正治  
二年（一一二〇）、和田義秀・常盛兄弟の争いのもとと  
なった頼家騎用の「奥州一の名馬」は、大江広元が献上  
した馬である。大江氏は、建保年間に広元が陸奥守にな  
っているが、正治二年ごろに陸奥の国衙を掌握していた  
徴証はなく、陸奥国の大江氏所領も検出されていないが、  
大江氏は出羽国寒河江荘・成島荘の地頭職を有しており、

陸奥国についても所領を有していた可能性は高からう。  
こうした御家人たちの奥州所領からの献上も幕府の馬調  
達ルートの一つと考えられる。

幕府の馬は、御家人からの進上のほか、幕府の御牧か  
らも供給された。建久五年（一一九四）三月十三日条に  
は「甲斐国武河御牧駒八疋参着、被<sub>レ</sub>経<sub>レ</sub>御覧、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>進<sub>レ</sub>京都  
云々」とある。『吾妻鏡』は、御家人が馬を進上した場  
合には「献」「進」等の動詞を用いている。ここでは御  
家人の名も書かれておらず、「駒八疋参着」という表現  
をとっていることから見て、この甲斐国武河御牧は幕府  
直営の御牧であつた可能性が高い。建保三年（一一二五）  
十一月十五日条に「御牧御馬少々到来」とあるのも、こ  
うした幕府の御牧による馬の供給だらう。もうひとつ、  
幕府直営の御牧と見られるのが、甲斐国の小笠原御牧で  
ある。

建暦元年（一一二一）五月十九日条には「小笠原御牧  
々士与奉行入三浦平六兵衛尉義村代官有喧嘩事、今日被<sub>レ</sub>  
経<sub>レ</sub>沙汰、对<sub>レ</sub>如此地下職人、称<sub>レ</sub>奉行、恣<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>張<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>之間、動<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>喧  
嘩、偏<sub>レ</sub>忘<sub>レ</sub>公平之所致也、早<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>改<sub>レ</sub>義村奉行<sub>レ</sub>之由被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>出、被<sub>レ</sub>  
付<sub>レ</sub>佐原太郎兵衛尉云々」とあり、小笠原御牧に奉行人が

置かれ、その代官が現地に派遣されて、「地下職人」で  
ある牧士を指図して御牧の経営に当たつたと考えられる。

その奉行人は三浦義村であり、この事件によつて改替さ  
れるが、後任も三浦一族の佐原景連であつた。三浦一族  
が鎌倉幕府の御牧の経営を委ねられていたのである。

この小笠原御牧は、『西宮記』に「後院小笠原」、  
『北山抄』に「冷泉院小笠原牧」と見え、紀貫之の歌に  
も「都までなづけてひくはをがさはらへみのみまきの駒  
にぞ有りける」（『貫之集』三六六）と見えるから、十  
世紀前半には成立しており、十世紀後半には御院領の御  
牧となつていたことが知られる。建長五年（一一五三）  
の「近衛家領目録」には、請所の中に篤子中宮領甲斐国  
小笠原が見える。小笠原御牧は後三条天皇から女子篤子  
内親王に譲られ、篤子発願の証菩提院領として寺院とと  
もに藤原忠通に委ねられて、摂関家領に編入され、鎌倉  
時代には近衛家領として伝領されていた。しかし、請所  
となつており、経営は幕府が行つていたと考えられる。

一方で、寿永元年（一一八二）八月十三日、源頼朝の  
子息誕生に際して、御家人たちから二百余疋もの馬が献  
上されていること、国衙との深いつながりが見いだせな

い安達盛長や渋谷重国らも奥州合戦以前に馬を献じていることは、国衙ルートのほかにも馬の流通経路があったことを示唆している。大江広元の馬所有については、奥州藤原氏を亡ぼした後の文治五年（一一八九）十一月、頼朝の使者として上洛する広元が、人々から餞別として馬百疋を贈られたという記事がある。広元はかなりの規模の厩を構えていたことは知られる（文治三年四月十四日条）が、さりとて百疋の馬を維持するのは困難であるから、当然、売却・分与等が行われたであろう。木曾義仲追討に向かう平山武者所季重が、道で行き会った上総介広常に「目槽毛」という名馬を所望して、これを手に入れた話が『延慶本平家物語』第二末に記されている。また、大江泰秀の「鎌倉第一名馬」も日頃から諸人が競望していたという。いわゆる『北条重時家訓』にも「一人給タラム馬ヲ、即無左右人ニアツクル事スベカラズ。況ヤ人ニトラスベカラズ。（後略）」という一条があり、御家人たちの間でも日常的に馬の贈答、あるいは売買が行われていたと考えていい。

### 三、貢馬

十一月に三つ八疋の馬が京都に進上された。建久元年（一一九〇）三月の公武交渉で二十疋を進上することになったが、鎌倉中期には十疋が定数となっていた。『平戸記 仁治元年（一二四〇）十一月八日条には「今日関東進恒例貢馬於内裏」とあり、その頃には鎌倉幕府による貢馬が恒例化していたことがわかる。

文治三年十一月こそ使者は有力御家人の佐々木経高であったが、文治三年十一月十七日条には「貢馬御使生沢」とあり、雑色鶴次郎・御厩舎人宗重とともに京都から戻っている。以後は、御厩舎人平五新藤次（建久五年十月十一日条）、御厩舎人家重（建久三年十一月十五日条）、御使雑色（建久五年十月二十六日条）、和泉大掾国守（建久六年十月八日条）の名が見える。雑色と馬の飼育に当たる御厩舎人が一緒に使いを勤めており、鎌倉から京都への運送は極めて実利的で、運送自体の儀礼的な意味合いは薄かったと言えよう。

鎌倉における貢馬の選定については、建保三年（一二二五）三月二十日条に「今日被仰下云、京進貢馬者、其役人面々以逸物三疋兼日令用意、可入見参、撰定者可有御計也云々」とあり、京進貢馬の賦課を受けた御家人た

鎌倉殿が最大の馬供給者となるのは、奥州を支配下に置いたからといえるが、それ以前の文治三年（一一八六）、源頼朝から奥州の藤原秀衡へ、貢馬・貢金の京都への伝進を東海道物官たる頼朝が請け負うことを打診し、秀衡が応じて、五月に三疋、十月に五疋が陸奥から鎌倉に送られ、さらに朝廷へと進上されたことに始まっている。これは単に奥州藤原氏が貢納する馬の伝達というのではなく、京都の朝廷に対しては、貢馬自体を頼朝が担うことを示したものであった。文治三年法皇の熊野詣に際して、頼朝は独自に十疋の貢馬を進めているし、同年十一月の貢馬は、千葉常胤・小山朝政・宇都宮朝綱が進めた馬を貢納したものであった。

秀衡時代の末期に鎌倉政権を介して朝廷への貢馬を行った奥州藤原氏は、泰衡の代になると独自の貢馬を再開する。馬は鎌倉政権下の東海道を利用して上つたが、大磯駅での抑留を打診した相模守護三浦義澄に対して、頼朝は「有限の公物」であることを理由に抑留しない方針をとつた。しかし間もなく、奥州藤原氏の滅亡により、奥州の貢馬は鎌倉幕府の管轄となり、毎年十月もしくはは

ちが、優れた馬をそれぞれ三疋ずつ準備して鎌倉殿の御覧に入れ、鎌倉殿がその中から貢馬に適した馬を選び出すという形が出来上がっていたことが知られる。これが執権・評定衆以下が列参する中で鎌倉殿が貢馬を見る「貢馬御覧」「貢馬見参」という十月下旬頃の幕府年中行事として定着していくのは、『吾妻鏡』による限り、建長二年（一二五〇）頃からである。大石直正氏は、貢馬を、北奥をその支配下に収める政治権力の地位を朝廷との間で確認するために行つた儀礼的貢納であると位置付けられたが、将軍権力の低下した摂家将軍期の末期に、鎌倉における貢馬儀礼が成立したというのは、加えて、鎌倉殿が馬の産地東国の（主）であることを、鎌倉幕府、御家人社会の中で再確認する儀礼という意味を持ったのだろう。

### 四、御厩と御厩別当

貞応二年（一二三三）正月二十四日、北条義時から馬十疋が鎌倉殿三寅（藤原頼経）に進上され、三寅の御覧を経た後、馬は人々に分け与えられた。これを奉行した

のが三浦義村であった。建保元年（一二二三）九月十二日にも馬御覧を奉行しているが、この日の記事は義村を「御既別当」と注記している。建保二年十一月五日には実朝の御覧に供するために御牧の馬を連れてきているのも、御既別当としての職能と考えられる。御既別当への就任は義村の幕府内における地位の高さを示すものであるが、義村は建暦元年（一二二一）まで小笠原御牧の奉行人を兼ねており、承元四年（一二一〇）九月二十日には佐々木広綱が近江国から進上してきた馬が義村に預けられているから、三浦氏の高い馬飼の能力も評価されていたのであろう。

頼朝が鎌倉の御所に本格的な御既を構えたのは治承五年（一一八二）であった（五月二十三日条ほか）。そこには生良・薄墨などの名馬から「御既第一悪馬」（文治三年八月十五日条）と称される馬まで、様々な馬が飼われていた。奥州合戦から戻った直後の文治五年（一一八九）十二月九日、十五間の御既が新造され、奥州の優れた馬三十疋が御既に立てられた。その後、建久二年（一一九二）三月の大火で幕府が類焼したため、六月に大御既が三浦義澄の奉行で建てられ、七月には十間の内御既

が土肥実平・岡崎義美の負担で建てられた。建長三年（一二五二）に新造された大御既は、葛西谷口河俣にあったという（二月二十日条）から、建久の大御既もこうした郊外に建てられたのであろう。また、建久六年七月二十日には若公（のちの頼家）方の御既に馬三疋が立てられている。御既自体は小規模のものだったと考えられるが、父子で既を異にしていた点は興味深い。承久の乱後に建てられた頼経の宇都宮御所の内御既は当初三間の大きさしかなかった。頼朝時代の三分の一以下の規模に過ぎなかつた点は、先に述べた頼経時代以降に御家人への馬給与がほとんど見られなくなる点と無関係ではあるまい。

御既別当は文治五年の御既新造の時に梶原景時が任じたのに始まる。景時が正治二年（一二〇〇）に滅亡するまでその職を保持していたとも考えられるが、彼は侍所所司の職にもあつたから、建久元年の頼朝上洛時の「御既事」担当の奉行人は八田知家と千葉胤信が勤めている（九月十五日条）。また、建久二年の大御既建立は三浦義澄が奉行を勤めているから、そのころまでに御既別当の地位が三浦義澄に遷つていた可能性もある。頼朝時代

の梶原景時、頼家の御既奉行人比企氏、実朝時代の三浦義村と、御既の管理者である御既別当はいずれも鎌倉殿がもつとも信頼を寄せる有力御家人が就任したとみている。

ここに興味深い史料がある。最近、発見紹介された西園寺家所蔵の「御既司次第」という史料である。鎌倉時代から室町時代にかけて院の御既司を代々相伝していた西園寺家が、一門の今出川家との相論の過程で、自らの正統性を示すために作成したと見られる文書草案で、そこには院政期から室町期に至る院の御既司とそのもつて実務を担う案主の名が記されている。その一部を引用しよう。

御既司次第

御内牧御知行地

橘頼里 寛治三年

被最初御既司、遂調御教檢注、定置御直人輩

鳥羽院 二位中将経実

(中略)

近衛院 美作守忠盛 安王左衛門尉家貞 十年 至白河(鎌倉)

同御字 安芸守清盛 安王同 六年 至白河(院)

系院 右衛門督信頼 安王左衛門尉貞能 一年 至白河(院)

同御字 中納言清盛 選任 安王筑後守貞能 十一年 至白河(院)

高倉院 左衛門督重盛 安王同 二年 至白河(院)

同御字 右衛門督宗盛 安王同 三年 至白河(院)

同御字 右衛門督知盛 安王同 四年 至白河(院)

同御字 堤大納言朝方 安王外記大夫 三年 至白河(院)

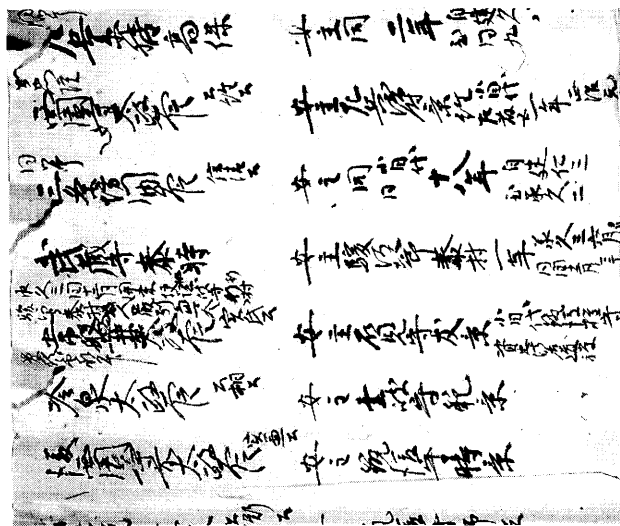
安徳天皇 左馬頭義仲 安王八嶋冠者 一年 至白河(院)

後鳥羽院 九郎大夫判官義経 安王後藤兵衛尉 至白河(院)

同御字 右大将頼朝 遠江守時政為御代官領之 至白河(院)

同御子 按察中納言光親	三年	平白文治 同西治二	
同御子 左兵衛督能保	安主安房刑部丞盛綱	二年	平白文治五 同建治元
同御子 花山院左大臣	安主刑部大夫仲國	五年	平白文治六 同建治六
同御子 一条中納言能保	安主後藤左衛門尉基清	一年	建久七
同御子 左兵衛督高保	安主同	二年	平白建久八 同建久八
上御院 西園寺太政大臣	安主左兵衛尉景経	一年	平白建久九 同建久九
同御子 三條坊門内大臣	安主同	十八年	平白建久三 同建久三
武藏守泰時	安主駿河次郎泰村	一年	平白建久三 同建久三
駿河守泰村 常盤井太政大臣 管領之中承兼	安主石見守友景		平白建久三 同建久三

(後略)



御厩司次第 (部分)

鳥羽院政下の平忠盛から、平治の乱の藤原信頼を扶んで、後白河院政停止の治承三年までの平氏、寿永二年の源義仲、元暦元年の源義経という顔ぶれは、院の御厩司が京都における武力の掌握と結びついていることを物語っている。義経の後、頼朝の代官として在京していた北条時政が一旦掌握し、文治元年十二月の朝廷改革で義仲

の前任者按察中納言藤原朝方が頼朝の推挙によって還任し、文治五年には後白河院の意向もあつて頼朝の縁者で京都守護でもあつた藤原(一条)能保が就いている。後鳥羽院政下でも関東申次として幕府と朝廷を結びつける藤原(西園寺)公経・藤原(坊門)信清が相次いで就任しているのは、幕府の意向を強く反映したものであろう。そして承久の乱後、京都を掌握した大將軍北条泰時が戦後処理の一環として御厩司に就任し、三浦泰村が御厩案主に就いて実務を担った。そして承久三年閏十二月鎌倉から二階堂行村・三浦泰村の二人が使者にたち、院の御厩別当職を藤原(西園寺)実氏に託したのである。

一年弱といえども、三浦泰村が院御厩の実務を担った点は注目される。これは承久の乱後の京都占領軍における三浦氏の役割の大きさとともに、義村の幕府御厩別当就任同様、三浦氏の馬飼の能力の高さが買われたのだらう。なお、同じく上洛していた幕府御厩別当三浦義村ではなく、子息泰村が案主に就任したのは、御厩司となつた北条泰時とのバランスを考えてのことであると考えられる。

「御厩司次第」には、院御厩司が河内国の会賀・福地

という二つの御牧の知行することを職務としていたことが記されているが、三浦氏が宝治合戦で敗れるまで河内国の守護職を保持し、暦仁元年(一二三八)には泰村の弟光村が河内守になつていることも、その関連性を考えずにはいられない。天福元年(一二三三)四月二十三日、檢非違使として賀茂祭に供奉した三浦光村の葉東はすべて藤原公経が贈つたものであつたし(『民経記』)、同年五月二十七日、光村は公経の河崎泉亭に招かれ舞女十三人を伴う饗宴の接待を受けている(『明月記』)。前太政大臣という雲の上の人物から光村は破格の待遇を受けているのであるが、両者の接点として考えられるのが、この河内国の御牧の存在である。院御厩司の地位と河内の御牧が西園寺家によって管領されるようになって、河内国衛を守護として掌握していた三浦氏が、両御牧に何らかのかかわりを持ち続けていたことは考えられよう。

### おわりに

鎌倉幕府は、東国国衛がもつ牧や御厩を掌握していた御家人たちからの馬の供給に多くを依存する一方、直営

の牧を経営して馬の生産・飼育に当たっていた。また東国の支配者として、馬の産地として名高い陸奥国から朝廷への貢馬を奥州藤原氏に代わって担うようになり、鎌倉殿は朝廷に対する最大の馬供給者となった。摂家将軍末期以降、将軍権力が衰退すると、有力御家人から献上された良馬を別の有能な御家人に還元して馬を活かす機能が縮小し、御家人等が列座する中で鎌倉殿が貢馬を見る「貢馬御覧」のみが馬を産み出す東国の〈王〉であることを御家人たちに示す儀礼として年中行事化していった。

そうした中で、三浦氏は義澄以来高い馬飼の能力を有し、義村は幕府の御厩別当として、また小笠原御牧の奉行人として活動し、秦村に至っては短期間ながら、院の武力を象徴する院御厩の実務を担う家主にまでなっている。そして院の御厩司が西園寺家に委ねられてからも、河内守護・河内守の地位を媒介として、御厩司が知行する会賀・福地御牧に関与した可能性がある。そうであるならば、三浦氏は陸奥を含む東国における馬の生産から、京都周辺における院・朝廷への馬の提供まで、一貫して関与したことになる、〈海のもののふ〉ならぬ〈馬のもの

のふ〉でもあったと言えよう。

以上、雑駁な考察に終始してしまつたが、このあたりで拙い稿をとしたい。

- (1) 以下、『吾妻鏡』による場合は、史料名を記さず、年月のみを記す。
- (2) 佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』（東京大学出版会、一九七二年）。
- (3) 『葉黄記』宝治元年八月十八日条。宗像神社文書、建長八年正月日付け大宮院下文文（『鎌倉遺文』七九五八号）。
- (4) 中込律子『摂関家と馬』（阪藤早苗編『王朝の権力と表象』森話社、一九九八年）、高橋昌明『清盛以前』（平凡社、一九八四年）、木村真美子『中世の院御厩司について』（学習院大学史料館紀要一〇、一九九九年）、大石直正『奥州藤原氏の貢馬について』（中世東国史研究会編『中世東国史の研究』東京大学出版会、一九八八年）。
- (5) 『延慶本平家物語』第五本。引用は北原保雄・小川栄一編『延慶本平家物語』（勉誠社、一九九〇年）による。
- (6) 山本信吉・瀬戸薫『半井家本「医心方」紙背文書について』

（『加能史料研究』四、一九八九年）。

- (7) 引用は、日本古典文学全集（小学館）による。
- (8) 皆川文書、寛喜三年八月十三日付け藤原宗政議状（『鎌倉遺文』四〇二二号）。なお、在庁官人と御厩別当については、竹内理三『在庁官人の武士化』（『律令制と貴族政権』II、御茶の水書房、一九五八年）を参考にした。
- (9) 承元三年十二月十五日条。
- (10) 小山文書、寛喜三年二月二十日付け小山朝政議状案（『鎌倉遺文』三九六〇号）。
- (11) 建暦三年五月七日条。
- (12) 『日本荘園下』I（国立歴史民俗博物館、一九九五年）。
- (13) 小笠原御牧については、秋山敬『小笠原牧と小笠原荘』（網野善彦編『馬の文化叢書3 中世』馬事文化財団、一九九五年）を参照した。
- (14) 『鎌倉遺文』七六三二号。藤字中宮領については川端新『荘園制成立史の研究』（思文閣出版、二〇〇〇年）を参照した。
- (15) 『日本思想大系 中世政治社会思想』上（岩波書店）所収。
- (16) 大石直正、注（4）前掲論文。以下、大石氏の見解は同論文による。
- (17) 『寝殿造の研究』（吉川弘文館、一九八七年）の中で、太田

静六氏も、宇都宮辻子時代の鎌倉御所の厩が大倉御所に比べると小規模になったことを指摘され、その理由を公家将軍であつたことに求めている。

なお、鎌倉殿の御所内には、「御厩侍」と呼ばれる空間があつた。正治三年（一一〇〇）二月二日、侍所別当和田義盛は、捕らえられた梶原景時の余党勝木則宗を御厩侍で尋問している。容疑者が尋問を受けていることから、摂関家の御厩が家政機関職員の拘禁の場としても用いられたことが想起されるが、御所内の御厩侍はこうした使われ方はしておらず、建長四年十一月十二日には小侍所が出来上がっていないという理由で、御厩侍に將軍近習の御簡衆が着到しているなど、小侍の代用となる場であつた。さらに「御厩侍上」があり、簾中に鎌倉殿が出御して、「御厩侍上」に着座した陰陽師からの報告を聞いたり（貢永元年閏九月五日条）、執権・連署・評定衆の議定が行われた（文暦二年八月二十一日条）。御厩侍は御家人の邸宅にもあり、宝治合戦を前にした三浦泰村の屋敷の御厩侍には經唐櫃が百二・三十合積み上げられていたという（宝治元年六月一日条）。

- (18) 木村真美子、注（4）前掲論文。